

基本目標 2 自然とふれあえるまちづくり

水や動植物とのふれあいの場の整備を推進するとともに、恵まれた自然環境を適切に保全するよう努めます。

個別目標 4 緑との親しみ

環境特性と課題

本市は、市街地を取り囲んでいる山地、丘陵部にカラマツ、アカマツ等の森林が広がっており、緑の環境に恵まれています。森林は、大気浄化、二酸化炭素の吸収、水源のかん養、防災、景観の形成など環境資源として多様な機能、役割を持っており、これらに配慮しながら、適切に保全するとともに、人と自然とのふれあいの場として有効に活用していく必要があります。

宅地化の進展や農業後継者不足の問題などから、本市における農地面積は減少傾向にあります。農地は、食糧生産の場として重要であることはもちろん、緑地空間や雨水の地下浸透などに果たす役割も持っており、これらを踏まえ適切に維持していくとともに、農地としての利用を促進する必要があります。

市街地に残されている古木や樹林は、人々にやすらぎを与え、緑との親しみを感じさせる貴重な財産です。地域の皆さんの理解と協力の下に、これらの保全を図る必要があります。

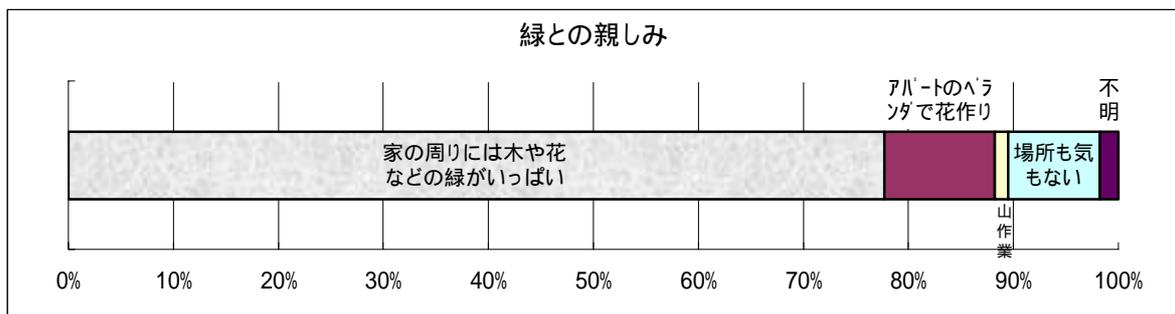


図-10 市民アンケート調査の「お宅の緑化の状況はどうか」という問いに対して得られた回答です。

施策

森林の保全・活用

除間伐の施行による、森林の適正な管理に努め緑の育成を図ります。

みどりのリサイクルの推進に向け、間伐材のチップ化やペレット燃料等有効利用を促進し、最終的には土壌に還元するよう努めます。

「水源の森百選」に認定された横川山の健全な森林育成を推進します。

自然環境に配慮しながら、森林を市民の憩いの場や自然体験の場としての活用できるよう整備に努めます。

開発事業等にあたっては、関係法令に基づき環境影響評価を実施するなど、環境への配慮が適切になされるよう、事業者に働きかけます。

農地の保全・活用

農用地の利用集積を図るとともに、景観植物や農作物の栽培を行う団体等を支援し、遊休農地の有効活用を推進します。

市民農園事業により、遊休農地の拡大を防止するとともに、市民が緑に親しむ機会を設けます。

市街地の樹木の保全

市街地にある古木や樹林を、まちの歴史を物語る貴重な財産として保全するよう、市民意識の高揚を図ります。

古木や樹林を、保全する地域の自主的な活動の促進に努めます。

配慮行動の指針

市民は

森林や農地の果たす大切な役割を認識し、その保全に協力するとともに、自然に親しむ活動に積極的に参加します。

生け垣づくりや庭木の植樹に努めるとともに、敷地内の緑を適切に維持管理します。

地域の古木や樹林を保全する活動に、積極的に参加します。

事業者は

所有地内の緑化の推進に努めます。

開発事業等においては、自然環境の保全に配慮し、可能な限り緑地として復元します。

基本目標 2 自然とふれあえるまちづくり

水や動植物とのふれあいの場の整備を推進するとともに、恵まれた自然環境を適切に保全するよう努めます。

個別目標 5 水辺との親しみ

環境特性と課題

水とそれを取り巻く環境は、市民生活や産業活動を支えるとともに、私たちに潤いとやすらぎをもたらす大切な自然資源です。

“泳げる諏訪湖をめざして”の諏訪湖浄化は、市民の大きな願いです。

本市は、これまでに関係機関と連携・協力し、諏訪湖浄化対策はもちろん、横河川ラブリバー事業、諏訪湖水辺再生事業等を推進し、潤いのある水辺空間の創造に努めてきました。今後も、よりいっそう良好な水辺環境の保全・創出を推進していく必要があります。

水辺は、ワカサギなどの産卵場、コハクチョウに代表される鳥類の生息、水質浄化に役立っているヨシや水草の繁殖など、水生生物が生息・生育する重要な場所でもあります。水辺環境の保全と同時に、水生生物を保護していくことが大切な課題となっています。

施策

水辺環境の保全・創出

県の「水環境保全総合計画」「諏訪湖水質保全計画」に基づき、関係機関と連携しながら、良好な水辺環境を保全・創出します。

親水性に配慮した護岸改修や水辺広場の整備などを、まちづくりと一体となって進めます。

諏訪湖や河川の清掃美化活動を促進します。

水生生物の保護

良好な水辺環境の維持、再生に努め、水生生物の保護を図ります。

生態系に配慮した水辺環境づくりを進めます。

河川改修等においては、水生生物の生息・生育にできるだけ配慮します。

配慮行動の指針

市民は

水辺の状態や水生生物を観察するなど、水辺の環境に関心を高めます。

生態系に配慮した水辺づくりに参加、協力します。

水辺やその周辺の緑地の維持管理に協力します。

生活排水を適正に処理し、親水性の向上に役立てます。

諏訪湖や河川の清掃美化活動に、積極的に参加します。

水辺にごみを残したり、汚したりしないようにします。

事業者は

工場等の排水を適正に処理し、親水性の向上に役立てます。

諏訪湖や河川の清掃美化活動に、積極的に協力します。



岡谷子どもエコクラブ水生生物観察会

基本目標 2 自然とふれあえるまちづくり

水や動植物とのふれあいの場の整備を推進するとともに、恵まれた自然環境を適切に保全するよう努めます。

個別目標 6 野生生物との親しみ

環境特性と課題

本市は、山地・丘陵部の豊かな緑と諏訪湖、天竜川、横河川などの水環境に恵まれており、そこには、獣、鳥、魚、昆虫、植物など多種多様な生物が生息しています。これらのなかには、国の天然記念物に指定された貴重な生物も確認されています。

塩嶺地域においては、野鳥が大変多いことから、昭和29年より「塩嶺小鳥バス」の運行が開始され、昭和44年には、県の「小鳥の森」の指定を受け、平成8年には、環境省の「日本の音風景100選」に認定されています。また、諏訪湖畔には冬期間コハクチョウが飛来し越冬、多数のカモ類とともに羽を休める姿が見られます。これらの地域には、市民ばかりでなく、全国各地より愛鳥家が集まり、野鳥とのふれあいを楽しんでいます。

諏訪湖、天竜川は、コイ、フナ、ワカサギなどの絶好の釣り場となっています。釣りは、野生生物の捕獲ではありますが、人が自然から受ける恵みでもあり、この恵みを将来の世代へ引き継いでいくことが大切です。

本市の恵まれた自然は、野生生物の生息の場所、また、人と野生生物とのふれあいの場所として有効利用されていますが、なお一層生態系に配慮した野生生物の生息場所とそのネットワークづくりが必要となっています。また、まちの都市化を推進するにあたっては、生態系の保護に努め、野生生物と共生できる環境を考えながら、都市と自然環境との調和を図ることが必要です。

平成17年には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が制定され、侵略的な外来生物の飼育・販売などは規制されています。

施策

生息環境の保護・整備

野生生物に関する正しい知識の普及と、保護意識の啓発を図ります。

市民との協働により、貴重な野生生物の生育に関する情報の収集に努めます。

多様な野生生物が生息できるよう、自然環境の保全に努めます。

開発事業等に当たっては、希少な野生生物の生育環境に配慮します。

野生生物の保護のため、照明の過剰な使用の自粛を促進します。

指標 2 小鳥バス参加者数

平成16年度 572人

方向性 

配慮行動の指針

市民は

野生生物の保護に努めます。

野生生物の生息場所として重要な、緑地の保護・管理に協力します。

在来の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある、外来の動植物は、「入れない、捨てない、拡げない」ようにし、生物の多様性を保全するため、ブラックバスやアレチウリなどの駆除に努めます。

自然の恵みの大切さを認識して、釣りや猟を行います。鉛の使用は自粛し、釣り針の放置はしません。

傷ついた野生生物の保護に協力します。

事業者は

野生生物の生態系の維持に資するよう、森林や農地の保全に努めます。

野生生物の生息環境を確保するため、植樹等の推進を図り、地域の自然性の回復に努めます。

傷ついた野生生物の保護に協力します。

野生生物の保護のため、照明の過剰な使用を自粛します。

基本目標 2 自然とふれあえるまちづくり

水や動植物とのふれあいの場の整備を推進するとともに、恵まれた自然環境を適切に保全するよう努めます。

個別目標 7 自然景観との親しみ

環境特性と課題

本市の自然景観は、市街地から遠望する周辺の山並みであり、高山性の低木が連なり、特徴的な動植物が生息し、貴重な景観資源として存在しています。山頂などの眺望のよい場所からは、遠く富士山や八ヶ岳、アルプスなどを望むことができ、また、諏訪湖や市街地を含む眼下の景観は、他に類のないものであり、眺望ポイントとしても大切に保存すべき場所です。

このような豊かな自然景観も、一度失われると回復は極めて困難となるため、大切に保存していく必要があります。また、眺望のよい場所は、自然とのふれあいの場所でもあるので、可能な限り原形を残した整備にとどめる必要があります。

施策

自然景観の保全

「岡谷市都市計画マスタープラン」「岡谷市の景観形成ガイドプラン」を指針として、自然景観地域の保全に努めます。

市内に残存する樹林地、樹木等により形成される自然景観の保全を促進します。

市街地周辺の山々は、可能な限り自然植生への転換を促進し、四季の移り変わりを感じさせる自然景観の形成に努めます。

眺望ポイントについては、自然にふれあう場として周辺環境を大切にしながら、必要最小限の整備にとどめます。

配慮行動の指針

市民は

鉢伏山や横河川上流などの優れた自然景観を有している地域は、貴重な財産であることを認識し、その保全に協力します。

樹木・樹林・生け垣等の保全と管理に努めます。

事業者は

開発事業等にあたっては、自然景観に配慮し、周辺環境との調和を図ります。